



市政記者クラブ加盟社 各位

令和6年度公募型協働推進事業を募集します

盛岡市は、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市民主体によるまちづくり活動の推進に資するため、標記の事業の企画提案を募集します。

記

1 募集する事業

(1) 協働事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することで、より高い成果が期待できる事業。

(2) 施設等活用事業

市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）で整備された次の5施設等を活用し、施設等の利用活性化や賑わいの創出などに資する事業。

市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）で整備された施設等

- ・三崑亭（旧藤原家町家（三原家））（鉦屋町）
- ・旧盛中図書館及び鉦屋町・大慈寺町露地遊歩道（鉦屋町）
- ・莫塵九・森九商店（紺屋町）
- ・太田民俗資料館（中太田深持）
- ・鉦屋町旧消防番屋（鉦屋町）

(3) テーマ設定型事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

- テーマ1：地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組
- テーマ2：高校生などが地域において学びを得られる機会の提供
- テーマ3：震災記憶の風化防止に向けた取組
- テーマ4：若者及び子育て世代へ向けた防災意識の向上への取組
- テーマ5：町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成
- テーマ6：町内会におけるデジタル化の推進
- テーマ7：盛岡の食文化を盛り上げる取組
- テーマ8：市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出
- テーマ9：みんなで地域の移動手段を考えましょう

2 補助額

補助対象経費の5分の4以内（上限50万円）。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の場合は10万円を補助額とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 応募方法

実施要領に記載された必要書類を、5月9日（木）17時までに市民協働推進課へ郵送又は持参。

4 その他

事業の選定については、公開の市民協働推進事業選考委員会において、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、上位の評価を受けた事業から順に予算の範囲内で決定します。選考委員会の日程等は、決まり次第お知らせします。

【問い合わせ先】

盛岡市 市民部 市民協働推進課 協働推進係
担当：藤原 杏子、中村 勇汰
TEL：626-7535

企画提案 募集

補助最高額
50万円

地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに関する事業を募集します。
盛岡を元気にする企画を、御提案ください。
募集する事業は次の3種類です。

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② 施設等活用事業

指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。

③ テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。

○ 応募者の資格

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。

※個人での応募はできません。

○ 応募期限

令和6年5月9日(木)

17時必着

※詳細は、担当課へお問合せいただくか、市HPを御覧ください。

施設等活用事業

次の施設のいずれかを活用し、施設等の利用活性化やまちの賑わいづくりに結びつく事業を募集します。

対象施設		所在地
1	三岳亭（旧藤原家町屋（三原家））	鉤屋町
2	旧盛中図書館及び鉤屋町・大慈寺町露地遊歩道	鉤屋町
3	鉤屋町旧消防番屋	鉤屋町
4	莫莖九・森九商店	紺屋町
5	太田民俗資料館	中太田深持

テーマ設定型事業

市が設定した、次のテーマに基づいて実施する事業を募集します。テーマの詳細については、各担当課へお問合せください。

テーマ		担当課 (連絡先)
1	地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組	都市戦略室 (直通 613-8370)
2	高校生などが地域において学びを得られる機会の提供	都市戦略室 (直通 613-8370)
3	震災記憶の風化防止に向けた取組	危機管理防災課 (直通 613-8386)
4	若者及び子育て世代へ向けた防災意識の向上への取組	危機管理防災課 (直通 613-8386)
5	町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成	市民協働推進課 (直通 626-7500)
6	町内会におけるデジタル化の推進	市民協働推進課 (直通 626-7500)
7	盛岡の食文化を盛り上げる取組	経済企画課 (直通 613-8389)
8	市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出	経済企画課 (直通 613-8389)
9	みんなで地域の移動手段を考えましょう	交通政策課 (直通 626-7542)



補助額は、補助対象経費の4/5以内とします（上限50万円）

補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額を補助します。

補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

※なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

お知らせ

令和7年度以降については、事業内容の見直しを行う予定です。